

事業者排出量削減計画書（新規）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市南区吉祥院石原上川原町1-2					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	京都生活協同組合 専務理事 山本 祐司					
事業者の主たる業種	食品・日用品等を店舗またはカタログを通じて組合員に供給する事業、共済や福祉・葬祭等にかかわるサービス事業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	H20年4月 ~ H23年 3月					
基本方針	供給高1億円あたりのCO2排出量7.4%削減（平成19年比）をめざします。この目標を省エネ機器設備の導入や再生可能エネルギーの活用、エネルギー消費効率の向上、マネジメント活動の推進などにより実現します。					
推進体制	環境管理責任者の統括のもと推進委員会を設置し、温暖化防止自主行動計画（平成20年策定）と結合させて進捗管理を実施していきます。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	グループ子会社を除く全事業所				
	取得年月日	H13（2001）年				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	H20	車両燃料	バイオディーゼル燃料の使用拡大			
	H21	車両燃料、店舗設備	バイオディーゼル燃料の使用拡大、新規店舗の環境設備、森林保全活動			
	H22	店舗設備	新規店舗の環境設備、森林保全活動			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （H19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （H22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	11,711 t	11,050 t	-5.6 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 11,711 t	*2 11,050 t	-5.6 %		
	目標設定の考え方					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	事業所一括	二酸化炭素換算 供給高億円	17.16 t	15.54 t	-9.4 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方 供給高1億円あたりのCO2排出量を原単位とする。						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	削減量等合計			*3 t		
差引排出量 （排出合計-削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	1	11,711 t	()2-(*)3 11,050 t	-5.6 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・組合員の環境活動①リユースの取り組み：お買い物袋持参運動でのレジ袋削減推進②リサイクルの取り組み：食品トレイ、PETボトル、卵パック、紙資源のリサイクル推進③エコライフ等、環境保全活動の推進					
特記事項						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。